

## 日銀ネットR T G S化に伴う国債取引決済制度等の一部改正について（案）

平成12年10月17日

大阪証券取引所

項目	内容	備考
改正の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本銀行では、平成13年1月に、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）による国債決済及び当座預金決済のR T G S（即時グローバル決済）化を実施する予定としていることから、日銀ネットを利用して行っている国債取引の決済に係る制度等を一部改正する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、本券の決済に係る制度等については、現行どおりとする。</li> </ul>
改正の概要		
1 国債決済制度		
(1)決済物件	<ul style="list-style-type: none"> <li>国債取引の決済に係る決済物件は、登録国債を廃止し、振決国債とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国債証券に関する業務規程の特例第20条等</li> </ul>
(2)決済方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日銀ネットのD V P（国債・資金同時受渡）機能を利用して決済を行う。決済一件当たりの上限額は額面50億円とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国債証券に関する業務規程の特例第20条等</li> </ul>
(3)決済期限等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日銀ネットのD V P機能を利用する場合の証券決済期限（渡方正会員から本所への国債引渡しに係る最終期限）は午後1時30分とし、資金決済期限（受方正会員から本所への売買代金の支払いに係る最終期限）は午後2時とする。正会員は、決済を行う場合、円滑な決済の確保に努めるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国債証券に関する業務規程の特例第20条等</li> </ul>
(4)証券決済未了の場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>渡方正会員が証券決済期限までに国債の引渡しを行わない場合、当該決済を翌営業日以降に繰り延べる。</li> <li>証券決済未了の解消期限は、5営業日以内とする。</li> <li>証券決済未了を生じさせた渡方正会員は、売買代金100円につき1日4銭（当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国債証券に関する業務規程の特例第22条等</li> <li>国債証券に関する証券</li> </ul>

項目	内容	備考
	分の間、2銭5厘とする。)の遅延損害金を本所を通じて受方正会員に支払うものとする。	決済未了の場合の取扱いに関する規則
(5)その他	・その他所要の改正を行う。	
2 国債取引制度		
(1)売買の区分	・数量による大口取引を撤廃し、呼値に(2)の条件を付した取引(条件付取引)と、条件を付さない取引(通常取引)に区分して売買を行う。	・国債証券に関する業務規程の特例第3条等
(2)呼値の条件	・条件付取引の呼値の条件は、経過利子に係る非課税扱いの条件、一括執行の条件及び執行単位に係る条件の3種類とする。	・国債証券に関する業務規程の特例第7条等
(3)売買単位	・売買単位は、額面5万円以上5万円単位とする。	・国債証券に関する業務規程の特例第8条等
(4)決済のために授受する金銭及び国債証券	・売買契約締結ごとの売買代金及び国債証券の授受を行う。	・国債証券に関する業務規程の特例第19条等
(5)その他	・その他所要の改正を行う。	
施行日	・平成 年 月 日から施行する。	
		以上